

地域協議会制度方針 変更箇所概要（令和2年2月現在）※太字・下線が前回からの修正箇所

該当ページ・見出し			主な見直し内容	修正理由
1	表紙裏	—	① 改定の経緯・地域協議会の設立状況、条例による制度方針の位置づけなどを記載	・条例 ・学識経験者意見
2	P1 ～3	1.本市の現状と課題	① 「絆力」の読み仮名・注釈を追加 ② 災害名の修正（ 豪雨災害、南海トラフ巨大地震等 ） ③ 「2）少子高齢化と人口減少の進行」の時点修正・グラフの追加	・推進市民会議意見 ・学識経験者意見 ・時点修正
3	P4	3.設立の効果	① 「意識高揚」→「意識醸成」、「相互補完」→「相互扶助」の修正など	・推進市民会議意見 ・学識経験者意見
4	P5	4.地域協議会の 区 域・名称	① 2つの学区にまたがる区の関わり方を記載 ② 地域協議会の名称について追加 ③ 小学校区、中学校区のメリットを追加	・推進市民会議意見
5	P7	6.地域協議会の活動	① タイトルを「6.地域協議会の活動」に修正 ② 市、他の地域協議会、各種団体等との合同事業について記載 ③ 事業実施にあたっての周知・PRについて追加	・条例 ・推進市民会議意見 ・学識経験者意見
6	P8	7.地域協議会・ 区・市の関係性	① タイトルを「7.地域協議会・区・市の関係性」に修正 ② 地域協議会の認定や市から提案や助言等を行うことを追加 ③ イメージ図の修正	・条例 ・推進市民会議意見
7	P9	8.地域協議会の 委員	① タイトルの番号を「8.～」に変更（※掲載箇所を移動） ② 「各区から原則1名以上の委員が選出されるように努める」と記載 ③ 地域活動の興味のある方はどなたでも参加できる旨を追加	・条例 ・推進市民会議意見
8	P10 ～13	【新規】 9.小牧市地域協 議会に関する条例 について	① 条例の概要を記載 ② 第8条を条文に合わせ、一部追加 ③ 条例施行規則の概要、事務手続きの詳細を記載 ④ 「3）設立の流れについて」を追加（※掲載箇所を移動）	・条例
9	P14 ～16	【新規】 10.地域協議会の 活動段階について	① 条例に基づく地域協議会の活動段階の解説を記載 ② 課題解決型事業と福祉分野の事業の解説を記載 ③ 支え合いいきいきポイント制度について記載（※掲載場所を移動）	・条例 ・推進市民会議意見 ・学識経験者意見
10	P17 ～19	11.地域協議会へ の支援	① 交付金の基本額の解説と活動段階における増額などについて記載 ② 「●交付のルール」に事業計画の精査について記載 ③ 交付金の対象とならない事業の整理 ④ 設立準備事業費、事務所開設準備事業費について記載	・条例 ・地域助け合い交付 金交付要綱等の修 正
11	P20	2)市職員(地域 パートナー)による支 援	① 地域パートナーが設立準備委員会から関われることを追加	・現状に合わせた修正 ・推進市民会議意見
12	P21	3)活動拠点と事務 員	① 事務員、資材倉庫設置の支援を追加	・現状に合わせた修正 ・推進市民会議意見 ・学識経験者意見
13	P21	12.地域協議会に 関する各種会議体 について	① 推進市民会議、代表者会議の位置づけを記載	・推進市民会議意見 ・現状に合わせた修正
14	P22	（11.地域協議会 の規約）	① （削除）※条例に設立要件等の記載があるため	・条例
15	P22	13.その他	① 車両の取り扱いについて修正	・学識経験者意見